

アリアンス・フランセーズ財団主催写真コンクール 2015

『Climat, état d'urgence ～気候、非常事態～』北海道地区予選 規定



●概要

- 札幌アリアンス・フランセーズは、アリアンス・フランセーズ財団主催第5回国際写真コンクール（2014年8月12日～2015年6月14日）の北海道地区予選を開催する。
- アリアンス・フランセーズ財団は、101 Boulevard Raspail 75006 Paris を所在地とする公益財団法人（資本金 3560 万円、SIRET 登録認証番号 SIRET 500 110 788 00014）である。
- 札幌アリアンス・フランセーズ選出の審査員によって最優秀賞に選ばれた作品は、アリアンス・フランセーズ財団のコンクール規定に従って同財団に提出される。

●応募方法とスケジュール

1) 応募規定

- 応募者は『Climat, état d'urgence ～気候、非常事態～』をテーマに、2枚一組の写真作品を制作する。
- 応募者は応募によってコンクールの諸規定に同意したものとみなされる。
- 応募用紙に必要事項を記入の上、既定フォーマット（TIFF あるいは JPEG、解像度 300 DPI）の画像ファイルと四つ切（254×305mm）に紙焼きした作品を、2015年2月2日（月）～3月23日（月）18時までに、札幌アリアンス・フランセーズ事務局に提出する（郵送の場合は消印有効）。
- いかなる理由があっても、締切以降の応募は受け付けない。また、応募用紙の記入漏れや判定基準を満たしていない場合、応募は無効となる。
- 参加者がアーティストネームで応募した場合は、その名前前で登録される。アリアンス・フランセーズ財団及び世界各地のアリアンス・フランセーズが作品を展示・掲載する場合も、ホームページやその他の媒体に、登録したアーティストネームが使用される（場合によっては本名が使用されることもある）。

2) 結果発表

- 2015年3月30日（月）までに、札幌アリアンス・フランセーズ事務局より、メールか郵送にて受賞者に結果を通知する。
- 審査結果は、2015年4月6日（月）より札幌アリアンス・フランセーズ学院内及びホームページにて発表する予定。

●参加及び権利規定

- 20歳以上の人を対象とし、アマチュア・セミプロは問わない。ただし、プロの写真家として認められ、その収入のみで生計を立てている人は除く。
- 応募作品は2枚1組とする。
- 札幌アリアンス・フランセーズは、応募者から提出された全ての情報及び作品をコンクールの広報及び関連活動のために使用・掲載・複製・配布する権利を持つ。
- 札幌アリアンス・フランセーズは、無償で応募作品や作者プロフィールを使用できる。
- 応募作品に対し、第三者が著作権・肖像権等の侵害を訴えた場合も、応募者は札幌アリアンス・フランセーズに被害が及ばないことを保証しなければならない。

●賞

- 受賞者には、札幌アリアンス・フランセーズ1講座無料クーポン（一般講座のみ有効）並びにワイン1本が贈られる。
- 受賞者の応募用紙に不備があり連絡がつかない場合、賞は授与されない。権利を失った受賞者は、それに対して異議申し立てできない。
- コンクール本選の優勝者には、1週間のパリ旅行の権利が授与される。
- コンクール本選の上位入賞者20名の作品は、パリ及び世界各地のアリアンス・フランセーズ等で開催される入賞者展で展示される。

●締切及び提出先

- 提出期限：2015年3月23日（月）18時
- 提出先：札幌アリアンス・フランセーズ
〒060-0062 札幌市中央区南2条西5丁目10-2南2西5ビル2F
TEL 011-261-2771

※今回ご記入いただいた個人情報は、本コンクールに限定された目的以外では使用いたしません。